

市第77号議案

横浜市港湾施設使用条例の一部改正

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年 9 月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第 8 号を次のように改める。

(8) 起重機使用料

固定式電動起重機（揚力50トン）

1 台 1 時間までごとに 14, 000 円

ただし、本市職員が運転する場合は、次の料金を加算する。

ア 執務時間内

1 時間までごとに 6, 000 円

イ 執務時間外

アの料金の 5 割。ただし、深夜（午後10時から翌日の午前 5 時までをいう。）の場合は、アの料金の10割

第12条第20号ア(ア)中「2, 500 円」を「3, 000 円」に改め、同号ア(イ)中「3, 800 円」を「4, 700 円」に改め、同号ア(ロ)中「5, 100 円」を「6, 300 円」に改め、同号ア(ハ)中「2, 200 円」を「2, 700 円」に改め、同号ア(ニ)中「3, 500 円」を「4, 400 円」に改め、同号ア(ホ)中「4, 800 円」を「6, 000 円」に改め、同号ア(ヘ)中「220 円」を「27

0円」に改め、同号ア(カ)中「1年1メートルまでごとに」を「1メートルにつき1年」に、「22円」を「27円」に改め、同号ア(カ)中「1年1メートルまでごとに」を「1メートルにつき1年」に、「13円」を「16円」に改め、同号ア(キ)中「2,200円」を「2,700円」に改め、同号ア(ク)中「1年1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1年」に、「1,300円」を「1,600円」に改め、同号ア(ケ)中「4,400円」を「5,400円」に改め、同号ア(セ)中「1,800円」を「2,300円」に改め、同号ア(セ)中「1年1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1年」に、「11,000円」を「12,000円」に改め、同号ア(ソ)中「1年1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1年」に、「4,400円」を「5,400円」に改め、同号イ(ア) a 中「1年1メートルまでごとに」を「1メートルにつき1年」に、「92円」を「110円」に改め、同号イ(ア) b 中「1年1メートルまでごとに」を「1メートルにつき1年」に、「130円」を「160円」に改め、同号イ(ア) c 中「1年1メートルまでごとに」を「1メートルにつき1年」に、「200円」を「240円」に改め、同号イ(ア) d 中「1年1メートルまでごとに」を「1メートルにつき1年」に、「260円」を「330円」に改め、同号イ(ア) e 中「1年1メートルまでごとに」を「1メートルにつき1年」に、「400円」を「490円」に改め、同号イ(ア) f 中「1年1メートルまでごとに」を「1メートルにつき1年」に、「530円」を「650円」に改め、同号イ(ア) g 中「1年1メートルまでごとに」を「1メートルにつき1年」に、「920円」を「1,100円」に改め、同号イ(ア) h 中「1年1メートルまでごとに」を「1メートルにつき1年」に、「1,300円」を「1,600円」に改め、同号イ(ア) i 中「1年1メートルまで

ごとに」を「1メートルにつき1年」に、「2,600円」を「3,300円」に改め、同号イ(イ)中「1月1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1月」に改め、同号ウ(ウ)中「3,500円」を「4,400円」に改め、同号ウ(イ) a 中「110円」を「120円」に改め、同号ウ(イ) b 中「1,100円」を「1,200円」に改め、同号ウ(ウ) a 中「1日1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1日」に、「110円」を「120円」に改め、同号ウ(ウ) b 中「1月1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1月」に、「1,100円」を「1,200円」に改め、同号ウ(エ)中「5,500円」を「5,800円」に改め、同号ウ(カ)中「1月1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1月」に改め、同号エ中「1年1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1年」に、「4,400円」を「5,400円」に改め、同号オ中「1年1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1年」に改め、同号カ中「1月1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1月」に改め、同号キ中「1日1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1日」に、「110円」を「120円」に改め、同号ク中「1月1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき1月」に、「1,100円」を「1,200円」に改める。

第15条に次の1項を加える。

- 3 第12条第20号の目的外使用料の額を算出する基礎となる面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする

。別表第1 物流等関連施設の項中「水平走行式引込起重機」を削る

。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市港湾施設使用条例（以下「新条例」という。）第12条第20号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、この条例の施行の日前から引き続き横浜市港湾施設使用条例第3条の許可を受けている使用に係る使用料（前項の規定によりなお従前の例によることとされた使用料を除く。）について、当該使用に係る物件の種類ごとに新条例第12条第20号及び第15条の規定により算出した平成30年度に納付すべき使用料の額がこの条例による改正前の横浜市港湾施設使用条例第12条第20号及び第15条の規定により算出することとした場合の平成30年度に納付すべき使用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超える場合は、新条例第12条第20号及び第15条の規定にかかわらず、調整後の額を平成30年度における当該物件の種類ごとの使用料の額とする。

提 案 理 由

港湾施設の目的外使用に係る使用料を改定する等のため、横浜市

港湾施設使用条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市港湾施設使用条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（使用料）

第12条 第3条の規定により、港湾施設（第17条第1項に掲げる港湾施設を除く。）の使用の許可を受けた者は、次に掲げる額（第4号、第8号、第12号イ及び第15号（新港ふ頭旅客施設の使用料に限る。）に掲げるものにあつては、消費税法（昭和63年法律第108号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、当該各号に定める額に1.08を乗じて得た額）の使用料を納付しなければならない。

（第1号から第7号まで省略）

(8) 起重機使用料

固定式電動起重機（揚力50トン）

ア 固定式電動起重機（揚力50トン）

1台1時間までごとに 14,000円
1台1時間までごとに 14,000円

ただし、本市職員が運転する場合は、次の料金を加算する。
ただし、本市職員が運転する場合は、次の料金を加算する

—

。

ア 執務時間内

(7) 執務時間内

1時間までごとに 6,000円
1時間までごとに 6,000円

イ 執務時間外

(1) 執務時間外

アの料金の5割。ただし、深夜（午後10時から翌日の午前
(7)の料金の5割。ただし、深夜（午後10時から翌日の午
5時までをいう。）の場合は、アの料金の10割
前5時までをいう。）の場合は、(7)の料金の10割

イ 水平走行式引込起重機 1台30分までごとに 35,500円

（第9号から第19号まで省略）

(20) 港湾施設（旅客施設を除く。）の目的外使用料

ア 電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合

(ア) 第一種電柱（電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。（イ）及び（ウ）において同じ。）を支持するものをいう。）

1本につき1年 $\frac{3,000 \text{ 円}}{2,500 \text{ 円}}$

(イ) 第二種電柱（電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいう。）

1本につき1年 $\frac{4,700 \text{ 円}}{3,800 \text{ 円}}$

(ウ) 第三種電柱（電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。）

1本につき1年 $\frac{6,300 \text{ 円}}{5,100 \text{ 円}}$

(エ) 第一種電話柱（電話柱（電話その他の通信又は放送の用を供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。（ウ）及び（カ）において同じ。）を支持するものをいう。）

1本につき1年 $\frac{2,700 \text{ 円}}{2,200 \text{ 円}}$

(ウ) 第二種電話柱（電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいう。）

1本につき1年 $\frac{4,400 \text{ 円}}{3,500 \text{ 円}}$

(カ) 第三種電話柱（電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。）

1本につき1年 $\frac{6,000 \text{ 円}}{4,800 \text{ 円}}$

| | | | |
|-----|---------------------------|---|---------|
| (キ) | その他の柱類 | | |
| | 1本につき1年 | $\frac{270 \text{ 円}}{220 \text{ 円}}$ | |
| (ク) | 共架電線その他上空に設ける線類 | | |
| | 1メートルにつき1年 | $\frac{\quad}{\quad}$ | 27円 |
| | 1年1メートルまでごとに | | 22円 |
| (ケ) | 地下電線その他地下に設ける線類 | | |
| | 1メートルにつき1年 | $\frac{\quad}{\quad}$ | 16円 |
| | 1年1メートルまでごとに | | 13円 |
| (コ) | 地上に設ける変圧器等の工作物 | | |
| | 1個につき1年 | $\frac{2,700 \text{ 円}}{2,200 \text{ 円}}$ | |
| (カ) | 地下に設ける変圧器等の工作物 | | |
| | 1平方メートルにつき1年 | $\frac{\quad}{\quad}$ | 1,600円 |
| | 1年1平方メートルまでごとに | | 1,300円 |
| (ク) | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | | |
| | 1個につき1年 | $\frac{5,400 \text{ 円}}{4,400 \text{ 円}}$ | |
| (ス) | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | |
| | 1個につき1年 | $\frac{2,300 \text{ 円}}{1,800 \text{ 円}}$ | |
| (セ) | 広告塔 | | |
| | 1平方メートルにつき1年 | $\frac{\quad}{\quad}$ | 12,000円 |
| | 1年1平方メートルまでごとに | | 11,000円 |
| (リ) | その他のもの | | |
| | 1平方メートルにつき1年 | $\frac{\quad}{\quad}$ | 5,400円 |
| | 1年1平方メートルまでごとに | | 4,400円 |
| イ | 地下埋設物を設ける場合 | | |
| (ア) | 埋設管 | | |
| a | 外径が0.07メートル未満のもの | | |
| | 1メートルにつき1年 | $\frac{\quad}{\quad}$ | 110円 |
| | 1年1メートルまでごとに | | 92円 |
| b | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | |
| | 1メートルにつき1年 | $\frac{\quad}{\quad}$ | 160円 |
| | 1年1メートルまでごとに | | 130円 |
| c | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | |

| | | |
|-----|---|---|
| | $\frac{1 \text{メートルにつき 1年}}{1 \text{年 1メートルまでごとに}}$ | $\frac{240 \text{円}}{200 \text{円}}$ |
| d | 外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの | |
| | $\frac{1 \text{メートルにつき 1年}}{1 \text{年 1メートルまでごとに}}$ | $\frac{330 \text{円}}{260 \text{円}}$ |
| e | 外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの | |
| | $\frac{1 \text{メートルにつき 1年}}{1 \text{年 1メートルまでごとに}}$ | $\frac{490 \text{円}}{400 \text{円}}$ |
| f | 外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの | |
| | $\frac{1 \text{メートルにつき 1年}}{1 \text{年 1メートルまでごとに}}$ | $\frac{650 \text{円}}{530 \text{円}}$ |
| g | 外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの | |
| | $\frac{1 \text{メートルにつき 1年}}{1 \text{年 1メートルまでごとに}}$ | $\frac{1,100 \text{円}}{920 \text{円}}$ |
| h | 外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの | |
| | $\frac{1 \text{メートルにつき 1年}}{1 \text{年 1メートルまでごとに}}$ | $\frac{1,600 \text{円}}{1,300 \text{円}}$ |
| i | 外径が 1メートル以上のもの | |
| | $\frac{1 \text{メートルにつき 1年}}{1 \text{年 1メートルまでごとに}}$ | $\frac{3,300 \text{円}}{2,600 \text{円}}$ |
| (イ) | その他の工作物 | |
| a | 本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭及び南 本牧ふ頭地区 | |
| | $\frac{1 \text{平方メートルにつき 1月}}{1 \text{月 1平方メートルまでごとに}}$ | 160円 |
| b | その他の地区 | |
| | $\frac{1 \text{平方メートルにつき 1月}}{1 \text{月 1平方メートルまでごとに}}$ | 150円 |
| ウ | 上空工作物を設ける場合 | |
| (ア) | 標識 | |
| | 1本につき 1年 | $\frac{4,400 \text{円}}{3,500 \text{円}}$ |
| (イ) | 旗ざお | |
| a | 催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的 に設けるもの | |

| | | |
|-----|---|---|
| | 1本につき1日 | $\frac{120 \text{ 円}}{110 \text{ 円}}$ |
| b | その他のもの | |
| | 1本につき1月 | $\frac{1,200 \text{ 円}}{1,100 \text{ 円}}$ |
| (ウ) | 幕 | |
| a | 催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの | |
| | $\frac{1 \text{ 平方メートルにつき1日}}{1 \text{ 日1平方メートルまでごとに}}$ | $\frac{120 \text{ 円}}{110 \text{ 円}}$ |
| b | その他のもの | |
| | $\frac{1 \text{ 平方メートルにつき1月}}{1 \text{ 月1平方メートルまでごとに}}$ | $\frac{1,200 \text{ 円}}{1,100 \text{ 円}}$ |
| (エ) | アーチ | |
| | 1基につき1月 | $\frac{5,800 \text{ 円}}{5,500 \text{ 円}}$ |
| (カ) | その他の上空工作物 | |
| a | 本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭及び南本牧ふ頭地区 | |
| | $\frac{1 \text{ 平方メートルにつき1月}}{1 \text{ 月1平方メートルまでごとに}}$ | 160円 |
| b | その他の地区 | |
| | $\frac{1 \text{ 平方メートルにつき1月}}{1 \text{ 月1平方メートルまでごとに}}$ | 150円 |
| エ | 太陽光発電設備又は風力発電設備を設ける場合 | |
| | $\frac{1 \text{ 平方メートルにつき1年}}{1 \text{ 年1平方メートルまでごとに}}$ | $\frac{5,400 \text{ 円}}{4,400 \text{ 円}}$ |
| オ | つり上げクレーン、ひさしその他これらに類する工作物を設ける場合 | |
| | $\frac{1 \text{ 平方メートルにつき1年}}{1 \text{ 年1平方メートルまでごとに}}$ | 3,900円 |
| カ | 自動販売機を設ける場合 | |
| | $\frac{1 \text{ 平方メートルにつき1月}}{1 \text{ 月1平方メートルまでごとに}}$ | 1,000円 |
| キ | 催事、集会その他これらに類する行事に際し、露店、商品 | |

置場その他これらに類する施設を一時的に設ける場合

| | |
|-------------------|-------|
| 1 平方メートルにつき 1 日 | 120 円 |
| 1 日 1 平方メートルまでごとに | 110 円 |

ク 工事用施設その他これに類する施設を設ける場合

| | |
|-------------------|---------|
| 1 平方メートルにつき 1 月 | 1,200 円 |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに | 1,100 円 |

(ケ省略)

(端数計算及び最低料金)

第 15 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 第 12 条第 20 号の目的外使用料の額を算出する基礎となる面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

。

別表第 1 (第 2 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 5 項)

| 区 分 | 港 湾 施 設 | 指定管理者の選定の方法 |
|---------|---|--|
| 物流等関連施設 | 出田町ふ頭C岸壁 瑞穂ふ頭岸壁 山内ふ頭岸壁 本牧ふ頭新建材の岸壁 小型油槽船係留さん橋 引き船係留施設 大黒ふ頭の上屋 出田町ふ頭の上屋(付属建物を含む。) 山内ふ頭上屋 山下ふ頭の上屋(航空貨物ターミナルを除く。) 本牧ふ頭の上屋(コンテナ上屋を除く。) 鶴見地区港湾施設用地 I 大黒ふ頭港湾施設用地 I | 横浜市の在来貨物及び建材等の取扱いに関する施策の方針を理解し、物流施設の使用状況、実情等を把握して、適切かつ公平に物流施設の使用の調整を行うものを選定する。 |

出田町ふ頭港湾施設用地 I
瑞穂ふ頭港湾施設用地 I
山内ふ頭港湾施設用地 I
みなとみらい中央地区港湾施設用地 I
山下ふ頭港湾施設用地 I
本牧ふ頭港湾施設用地 I
南本牧ふ頭港湾施設用地
金沢木材ふ頭港湾施設用地
大黒ふ頭の在来貨物ターミナル用地
山下ふ頭の在来貨物ターミナル用地
本牧ふ頭の在来貨物ターミナル用地
金沢木材ふ頭在来貨物ターミナル用地
大黒ふ頭の荷さばき地
出田町ふ頭の荷さばき地
瑞穂ふ頭の荷さばき地
山内ふ頭A号荷さばき地
山下ふ頭の荷さばき地
本牧ふ頭の荷さばき地
金沢木材ふ頭の荷さばき地
末広町物揚場
出田町ふ頭西物揚場
瑞穂ふ頭物揚場
みなとみらい中央物揚場
本牧ふ頭D突堤先端物揚場
金沢木材ふ頭の物揚場

水平走行式引込起重機
大黒ふ頭の道路（大黒ふ頭1号線、3号線、6号線、18号線及び21号線を除く。）
）
出田町ふ頭の道路（出田町ふ頭1号線を除く。）
瑞穂ふ頭の道路（瑞穂橋を含む。）
山下ふ頭の道路
本牧ふ頭A突堤の道路（臨港道路本牧A突堤連絡線を除く。）
本牧ふ頭B突堤の道路
本牧ふ頭B—C間の道路
本牧ふ頭C突堤中央道路

| | | |
|-------|---|--|
| | <p>本牧ふ頭C—D間の道路 本牧ふ頭D突堤の道路 南本牧ふ頭1号線、5号線、6号線及び 南本牧大橋側道 金沢木材ふ頭1号線及び2号線 大黒ふ頭管理センター事務所 本牧ふ頭総合ビル 本牧新建材ふ頭事務所 大黒ふ頭の上屋事務所 山内ふ頭上屋事務所 山下ふ頭の上屋事務所（航空貨物ターミナル事務所を除く。） 本牧ふ頭の上屋事務所（コンテナ上屋事務所を除く。） 小型油槽船係留さん橋事務所 本牧ふ頭A突堤事務所 本牧A突堤基部事務所 小型油槽船係留さん橋休憩所 大黒ふ頭2号物揚場休憩所 港湾労働者山内ふ頭休憩所 本牧ふ頭B突堤2号上屋付属シャワー施設 本牧ふ頭C突堤3・4号上屋付属シャワー施設 本牧ふ頭C突堤労働者休憩所 本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設 南本牧ふ頭休憩施設 大黒ふ頭緑地</p> | |
| (省 略) | | |